

社会福祉法人 草加福祉会
特別養護老人ホーム マナーハウス麻溝台 運営規程
(令和6年10月1日 現在)

(施設の目的)

第1条 特別養護老人ホームマナーハウス麻溝台（以下「施設」という。）は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅生活への復帰を念頭において、入居前の居宅生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目的とする。

(施設の方針)

第2条 施設は、入居者がその有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるよう、適切な指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供する。また、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 施設は、入居者それぞれが、各ユニットにおいて役割を持って生活を営むことができること及び入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。

4 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法についてわかりやすく説明するものとする。また、入居者又はその家族より同意を得た上で、懇切丁寧に施設サービスを提供するものとする。

5 施設は、施設サービス提供に当たって、入居者本人、他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的な拘束等を行わない。ただし、やむを得ない身体的拘束を行う場合は、①入居者本人や他の入居者の生命又は身体の危険が差し迫っていること、②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと、③身体拘束その他の行動制限が一時的なものであることを十分考慮した上で行うものとし、身体拘束等の態様・時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホーム マナーハウス 麻溝台
- (2) 施設の所在地 神奈川県相模原市南区下溝3018番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1.0名(ショートステイ管理者と兼務)
職員を指揮監督し、関係機関との連携、労務管理、会計管理、施設整備の管理、緊急時の対応及び苦情処理等、施設業務の統括
- (2) 医師 必要数以上(ショートステイと兼務)
- (3) 生活相談員 1.6名以上(ショートステイと兼務)
入居者、家族等の相談、日課等の介護サービス業務調整管理、関係機関との連携等
- (4) 介護職員 46.7名以上
入居者の日常生活介護、支援、相談等
- (5) 看護職員 4.0名以上
入居者の健康管理、相談、突発的な発症時の対応、医療機関との連携、日常生活支援等
- (6) 栄養士 1.0名以上(ショートステイと兼務)
入居者の食事献立、栄養指導等、栄養管理統括
- (7) 機能訓練指導員 1.0名以上(ショートステイと兼務)
入居者の自立生活支援のための機能訓練指導
- (8) 介護支援専門員 1.4名以上
入居者の施設サービス計画の作成等
- (9) 調理員事務員ほか 1.0名以上(ショートステイと兼務)
施設の労務管理、経理等を行う

(入居者の定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第5条 施設の入居者の定員は、140名とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 居室は全室個室とし、定員を1名とする。

3 ユニット数は14ユニットとし、ユニットごとの入居者の定員は10名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、施設サービスの提供を開始するに当たって、入居申し込み者又はその家族に対して、運営規程の概要、重要事項説明書等サービスの選択に資する文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(施設サービス計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、施設サービス提供の基盤となる施設サービス計画の作成に当たり、次の事項に留意しなければならない。

- (1) アセスメント等の適切な方法により、入居者が自律した生活を営むための個別ニーズを的確に把握すること。
 - (2) 前項で把握されたニーズ並びに入居者及びその家族の希望に基づき、関係職員と協議の上、施設サービス計画を作成すること。
 - (3) 施設サービス計画作成後は、その実施状況について把握し、評価をするとともに、評価に基づき、関係職員と協議し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- (介護・看護サービスの提供)

第8条 施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するに当たり、次の事項について適切な技術を持って行うものとする。

- (1) 日常生活における家事について、入居者が心身の状況に応じて、それぞれの役割を持つよう支援していくこと。
- (2) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう入浴の機会を提供すること。ただし、身体の状態が低下している場合などは清拭等の対応で身体の清潔に配慮すること。
- (3) 排泄については、入居者の心身の状況に応じて、職員の対応及び環境等の面から、自立に向けての支援を行うこと。ただし、オムツを使用せざるを得ない入居者については、交換の時間帯や方法等を十分に検討し、適切に交換を行うこと。
- (4) 入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為に対し、適切に支援すること。
- (5) 医師による定期回診、看護職員による健康観察、処置等により、入居者の疾病の早期発見及び早期治療により、健康の保持増進に努め、健康的な生活を営めるよう支援すること。

(食事)

第9条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じた適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者ができる限り自立して食事を食べることができるよう、環境面の整備や必要な時間を確保する。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しながら、入居者が共同生活室で食事を食べることができるよう支援を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第10条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養及び娯楽に関わる活動の機会を提

供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が必要に応じて行う行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難な場合、その者の同意を得て代行する。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流や外出等の機会を確保するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 施設の利用料は、厚生労働大臣が定める告示上の基準額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 保険対象外費用については、別紙料金表によるものとする。
- 3 前2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に説明し、同意を得るものとする。
- 4 新たに費用の徴収が必要になった場合や変更となった場合には、入居者又はその家族に対して事前に説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 入居者は、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 入居者は、施設内において政治活動及び宗教活動を行ってはならない。
- (2) 入居者は、施設に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 入居者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4) 入居者が、外出・外泊をしようとするときは、あらかじめ外出・外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) 入居者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6) 入居者の所持金その他貴重品は、自己管理を原則とする。管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(緊急時の対応)

第13条 施設は、施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関と連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 施設は、地域消防署、関係機関等と協議を行い、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火対策を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で年2回以上実施する等、入居者の安全に対して万全を期すものとする。

(衛生管理等)

第15条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を構ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設内において、感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底すること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的に開催すること。

(4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に、速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた処置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延防止に万全を期すこと。また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によっては、入居者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入居者及び職員に対して手洗いやうがいを励行する等、衛生教育の徹底を図ること。

(秘密保持)

第16条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の情報等を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(苦情への対応)

第17条 施設は、施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情受け付けの窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族に説明するものとする。

2 苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

3 苦情を受け付けた場合には、当該苦情内容を記録し、サービス提供の完結の日から2年間保存する。

4 施設は、入居者又はその家族からの苦情に対して、市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

5 施設は、苦情を申し立てた入居者に対して、いかなる差別的な取り扱いも行わない。
(地域との連携)

第18条 施設は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 施設は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

2 事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際してとった措置については、記録しなければならない。

4 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

5 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(2) 虐待の防止のための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(3) 職員に対する虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

2 サービス提供中に、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 虐待の状況及び虐待に際してとった措置について記録する。

(職員研修)

第21条 第15条第2項第3号及び第19条第1項第3号に規定する研修のほか、職員の資質向上を図るため、研究及び研修の機会を次のとおり設けるとともに、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう職員の勤務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年6回

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、一部を改訂し、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。